

## 製造業における

# 特定技能外国人材の

## 受入れについて

- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造業分野の特定技能2号追加について
- 5. 問い合わせ窓口について

#### 1-1. 特定技能外国人材制度 (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要 (1/2)

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分 野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設(平成31年4 月から実施)
- 特定技能1号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、引き続き熟練工やマネジメント層として製造業の現場で活躍できるよう、素形 材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を含む全11分野を、特定技能2号の対象にする閣議決定を行いました(2023年6月9日)。

非技術的分野 非専門的·

特定技能1号:特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数:154,864人(令和5年3月末現在、速報値)

○ **特定技能 2 号**:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

11人(令和5年3月末現在、速報値) 在留者数:

## 特定技能1号のポイント

1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新

(通算で5年まで) 技能水準

試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

日本語能力水準

在留期間

生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験免除)

受入れ見込数 あり

家族の帯同

基本的に認めない

支援

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

#### 特定技能2号のポイント

在留期間

3年、1年又は6か月(更新回数に制限なし)

技能水準

試験等で確認

日本語能力水準

試験等での確認は原則として不要

受入れ見込数

なし

家族の帯同

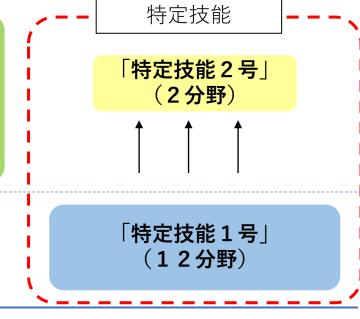
要件を満たせば可能(配偶者、子)

支援

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

#### 【就労が認められる在留資格の技能水準】

特定技能以外の在留資格 「技術・人文知識・国際業務」 「技能 | 「高度専門職」 「教授」 技術的分野 「介護」等



「技能実習」

## 1-1. 特定技能外国人材制度 (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要 (2/2)

	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項			備考
	見込数 (5年間の 最大数)	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従 事できる業務	受入れ機関等へ 特に課す条件等	雇用形態	
1号	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験※1)	(以下いずれか) ①国際交流基金日本語基 礎テスト ②日本語能力試験(N4 以上) ※1)	全3区分	「製造業特定技能		※1) 技能実習2号を良好に 修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準 を満たしているものとして、 技能試験及び日本語能力試験 が免除。
2号	制限なし	1.製造分野特定技能2号評価試験ルート ①ビジネス・キャリア検定3級 ②特定技能2号評価試験 ③日本国内に拠点を持つ 企業の製造業の現場における3年以上の実務経験 ※2) 2. 技能検定ルート ※3)	試験等での確認は原則として不要	①機械金属加工②電気・電子機器組立て③金属表面処理	外国人材受入れ協 議・連絡会」に参 加し、情報の把 握・分析等に協力 すること	直接	※2)ビジネスキャリア検定は、生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか。  ※3)技能検定1級取得、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験の両方

## 【機械金属加工】

## ◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

### ◇対象となる職種



## 1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分(2/3)

## 【電気電子機器組立て】

## ◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事

### ◇対象となる職種





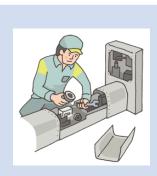
仕上げ



機械検査



機械保全



電子機器 組立て



電気機器 組立て



プリント 配線板製造



プラスチック 成型



工業包装



「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(2022年8月30日閣議決定)から抜粋

## 1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分(3/3)

## 【金属表面処理】

◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事

◇対象となる職種

めっき



アルミニウム 陽極酸化処理



## (参考)製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

2194	鋳型製造業(中子を含む)
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
245	金属素形材製品製造業
2462	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
2464	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
2465	金属熱処理業
2469	その他金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業(ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。)
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業(ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く。)
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業(2922内燃機関電装品製造業を除く。)
30	情報通信機械器具製造業
3295	工業用模型製造業

(参考1) 特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊(告示に関するガイドライン) (法務

https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf

(参考2) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)(大分類 E 製造業)(総務省)

https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_03000044.html#e

## (参考) 製造業での外国人材のキャリアアップイメージ

#### 10年目~

複数の熟練した技能を身につけ<u>熟練工</u>となり、 複数作業者のリーダーとなる。

その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、 原価管理等を身につけ、いずれは<u>製造現場のマネジメント層</u>や工場長として現場を支える存在となる。

#### 特定技能2号(2023年~)

- ·在留期間上限無し(更新有)
- ・家族の帯同可
- •転職可
- ・受入れ人数上限:無

特定技能2号評価試験 3年の就業経験

特定技能2号評価試験合格 (技能検定1級合格者は試験免除)

#### 4年目~10年目

機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理の区分内で、技能実習時以外の技能を身につけ、<u>多能工</u>となり、経験を積む。

#### 特定技能1号(2019年~)

- •在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- •転職可
- ・受入れ人数上限:49,750人
- ·受入れ人数実績:32,644人 (2023年3月時点)

特定技能1号評価試験 日本語能力

技能実習2号を良好に修了すれば試験免除

#### 1年目~5年目

鋳鉄鋳物鋳造、普通旋盤等<mark>単能</mark> 工として実習。

(※全87職種159作業のうち、製造業 に係る技能は37職種、75作業を想 定)

#### 技能実習(1993年~)

- •在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- •転職不可
- ・受入れ人数上限:無
- ・受入れ人数実績:約12万人(2022年6月時点/飲食料品製造業を除く)
- ※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

海外

- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造業分野の特定技能2号追加について
- 5. 問い合わせ窓口について

## 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ



#### 海外から来日する外国人

技能実習2号を良好に 修了した外国人

新規入国予定の外国人

試験(技能・日本語) は免除 国外試験(技能・日本語) に合格

#### <技能試験>

- ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
- <日本語試験>
- ・国際交流基金日本語基礎テスト (国際交流基金)又は
- ・日本語能力試験 (N4以上) (国際交流基金・日本国際教育支援協会) など



#### 日本国内に在留している外国人(中長期在留者)

技能実習2号を 良好に修了した外国人

留学生など

試験(技能・日本語) は免除 試験(技能・日本語) に合格

求人募集に直接申し込む/民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む/ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等、健康診断の受診

#### 在留資格認定証明書交付申請

マー 家査

※受入れ機関の職員等による代理申請

地方出入国在留管理局





#### 在留資格変更許可申請

/ ※本人申請が原則

▼ ~ 審査

在留資格変更許可

🚽 🦫 在留カードの交付

- - -

査証申請

在留資格認定証明書交付

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を, 在外公館へ提出

- 受入れ機関等が実施する生活オリエンテー ションの受講
- 住居地の市区町村等で住民登録
- 給与口座の開設

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

住宅の確保など

#### 〔外国人本人の要件〕

- 18歳以上であること
- 技能試験及び日本語試験に合格していること (技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
- 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- 自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること など







- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造業分野の特定技能2号追加について
- 5. 問い合わせ窓口について

## 3-1. 製造分野特定技能1号評価試験の概要(1/2)

- 2023年9月時点において、製造分野特定技能1号評価試験(海外試験)は、以下の通り実施しております。
- 2023年度より、試験時間を変更しています。

試験区分	● 3区分(※19の技能から選択。詳細は3-2に記載。)
試験実施国・日時	<ul> <li>海外:インドネシア、タイ、フィリピンにて実施を予定。</li> <li>2023年度の実施日程:2023年11月19日(日) ※最新情報は、ポータルサイトでご確認ください。 https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html</li> </ul>
試験時間	<ul><li>● 学科・実技あわせて80分 ※2023年度より変更</li></ul>
定員	<ul> <li>インドネシア:各試験区分 150名</li> <li>タイ :各試験区分 100名</li> <li>フィリピン :各試験区分 50名</li> </ul>
試験の実施方式	● ペーパー試験 or CBT試験 (学科、実技)
合否の基準	<ul><li>学科試験:正答率65%以上</li><li>実技試験:正答率60%以上</li></ul>

## 3-1. 製造分野特定技能1号評価試験の概要(2/2)

● 2023年度より、海外試験の言語は日本語で実施します。また、受験料・合格証明書発行手数料の変更があります。

言語	● 日本語 ※2023年度より変更
試験水準	● 特定技能1号の試験免除となる技能実習2号修了者が受験する技能検定3級試験程度を基準とする
受験資格	<ul><li>● 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、 試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者とする</li></ul>
申込	● ポータルサイト( <u>https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html</u> )にて、 試験が確定次第、申込開始
受験料・ 合格証明書発行手数料	<u>全業務区分</u> ※2023年度より変更 <ul><li>● 受験料:*日本円で8,000円程度(支払いは現地通貨)</li><li>● 合格証明書発行手数料:15,000円(2023 年 7 月 1 日 以降の申請(再発行含)から適用)</li></ul>
合否の通知方法	● 試験実施機関から、試験後3か月以内に、受験者全員に結果を通知

## 3-2. 製造分野特定技能1号評価試験の試験区分

- 2023年度の試験は分野統合に伴う移行期間として、3つの試験区分の中で19の技能から選択可能とします。
- 実技試験のうち溶接試験について、本年度以降は他の技能同様、判断等試験 (ペーパーテスト)に変更します。 ※2023年度より変更

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
	(1) 区分共通問題	(1) 区分共通問題	(1) 区分共通問題
学科試験	<ul> <li>(2) 選択問題 (15技能)</li> <li>・鋳造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・塗装</li> <li>・工場板金</li> <li>・鍛造</li> <li>・鉄工</li> <li>・機械保全</li> <li>・機械保全</li> <li>・性上げ</li> </ul>	<ul> <li>(2) 選択問題 (9技能)</li> <li>・機械加工</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電子機器組立て</li> </ul>	(2) 選択問題(2技能) ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理
実技試験	選択問題(19技能)・・・選択技能は学科と同じ技能 ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装		

## 3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容

- 学科試験は、問題文の内容が正しい(○)、間違い(×)を選ぶ問題です。
- 実技試験は、実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。





## <出題範囲及びサンプル問題(技能:鋳造の例)>

\*\*\* しゅつだいはんい | **. 主な出題範囲** 

1. 王な出 題範囲			
z j t ( 項目		もんだいすう 問題数	
		はいぶん めゃす ※配分は目安です	
がっか 学科		けい もん 計30問	
きかいきんぞくかこうくぶんきょうつう 機械金属加工区分共通:		<sub>もん</sub> 6問	
	いっぱんじょうしきれべる もんだい ぶつり かがく 一般常識レベルの問題」や、「物理、化学		
	など にほん ぎ むきょういく なら いっぱんきょうよう n べる もんだい ほうれい 等、日本の義務教育で習う一般教養レベルの問題」、「法令、		
きかく ずめんすんぽう きぐとう 規格、図面寸法、器具等」			
きかいこうさくほう 機械工作法	こうさくそくてい ほうほう もけい とりあつか など 工作測定の方法、模型の取扱い等	th	
まゅうぞういっぱん 鋳造一般	いがた しゅるいおよ ようとなど 鋳型の種類及び用途等	<sub>もん</sub>     問	
でんき電気	でんききかいき ぐ しょうほうほうなど 電気機械器具の使用方法等	<sub>もん</sub> 2問	
実技		#\\ <b>計   O問</b>	
いものちゅうぞうさぎょうほう 鋳物鋳造作業法	ちゅうてつ ひてっきんぞく とういつもんだい 鋳鉄/非鉄金属 統一問題	t A I O問	

2. サンプル問題

## きかいうんぞくかこうくぶん ちゅうぞう がっかしけん 機械金属加工区分 鋳造 学科試験

次の文章のうち、正しいものはAを、誤っているものはBをマークしなさい。

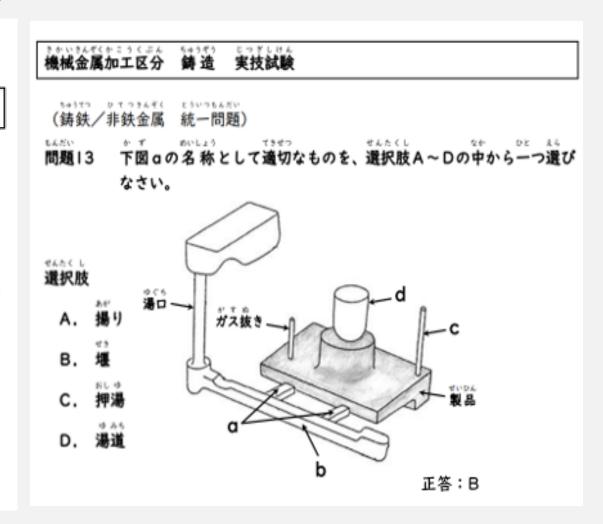
(機械金属加工区分共通:安全衛生)

問題 | 品物を運ぶときは、作業を早く行うために重くても無理をして運ぶ。

正答:B(X) (機械工作法)

問題3 一般にノギスでは I/20mm まで読み取れる。

正答:A(O)



## (参考) 日本語試験について

- 日本語試験については、以下より、別途受験してください。
- ただし、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	● ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力		
	①国際交流基金 日本語基礎テストの合格 <a href="https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html">https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html</a>		
試験 (右記いずれか)	②日本語能力試験 N4以上の取得 https://www.jlpt.jp/		
	③ <u>そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</u> 日本語教育の参照枠		
	<ul><li>※上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、</li><li>特定技能外国人材制度が求める日本語能力の証明には利用できません。</li></ul>		
免除される場合	<ul><li>● ただし、製造業分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合は、 日本語試験は免除されます。</li></ul>		

- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造業分野の特定技能2号追加について
- 5. 問い合わせ窓口について

## 4-1. 特定技能 2 号の概要

●特定技能1号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、引き続き熟練工やマネジメント層として製造業の現場で活躍できるよう、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を含む全11分野を、特定技能2号の対象にする閣議決定(2023年6月9日)を行いました。

	特定技能1号 相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※1) を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	<b>特定技能 2 号</b> 熟練した技能(※ 2) を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定 する期間ごとの更新、 <b>通算で上限5年まで</b>	3年、1年又は6か月ごとの更新、 <b>上限無し</b>
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等 免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験免除)	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数 (上限)	あり	なし
家族の 帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による <b>支援の対象外</b>
分野	介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(全12分野)	ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(全11分野)

- (※1)相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。
- (※2)長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。

## 4-2. 製造業特定技能2号人材在留資格取得の要件

- 2号に求める人物像は、実務経験等による熟練した技能を持ち、現場の作業者を束ねて指導、監督ができる人材です。
- 在留資格を取得するためには、2つのルートのうちいずれかの条件を満たす必要があります。どちらのルートでも、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験が必要となります。

	1:特定技能2号評価試験ルート	2:技能検定ルート
	以下3つ全てを満たす必要。	以下 <u>2つ全てを満たす</u> 必要。
必要要件	<ul> <li>①ビジネス・キャリア検定3級取得 (生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか)</li> <li>②製造分野特定技能2号評価試験の合格 (機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分のいずれか)</li> </ul>	
	③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること ※2号評価試験の申込時に必要となります。	②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3年以上の実務経験を有すること ※出入国在留管理庁への届出の際に必要となります。

## 4-3. 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要

● 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は次表の通りです。最新情報はポータルサイトをご確認ください。

試験区分	■ 全3区分		
	①機械金属加工区分 ②電気電子機器組立て区分 ③金属表面処理区分		
	含まれる   鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金   機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プ   めっき、アルミニウム陽極酸化処   リント配線板製造、電子機器組立て、電気   理   機械検査、機械保全、電気機器組立て、機械保全、工業包装   機械保全、工業包装   機械保全、工業包装		
試験日程・場所	■ 2023年10月中旬~10月下旬(予定) 日本国内複数会場を予定 ■ 2024年1月下旬~2月上旬(予定) 日本国内複数会場を予定 ※2023年度は海外では試験を実施しません。		
言語	■ 日本語 ※他言語での試験作成は予定していません。		
試験の実施方式	■ ペーパー試験		
試験水準	■ 上級技能者のための試験である技能検定1級の合格水準と同等の基準		
申込	■ ポータルサイトにて申込 <u>https://www.sswm.go.jp/exam_f_02</u> ※申込時、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験」を証明する書類の添付が必要です。		
受験料	■調整中		

- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造業分野の特定技能2号追加について
- 5. 問い合わせ窓口について

## 5. 製造業分野における相談窓口について



## 製造業特定技能外国人相談窓口

コールセンター



€ 電話: 03-6838-0058

050-2018-6773 (日本語以外の言語対応ご希望の方)

**▼ メール**: <u>seizou\_tokuteiginou\_soudanmadoguchi@injestar.co.jp</u>

日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びタイ語に対応

ロポータルサイト <a href="https://www.sswm.go.jp/">https://www.sswm.go.jp/</a>



